### 議案第17号

# 令和5年度所沢市下水道事業会計予算

#### (総則)

第 1 条 令和5年度所沢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### (業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数

160,850戸

(2) 年間処理水量

37, 883, 000 m<sup>3</sup>

(3) 一日平均処理水量

103, 500 m<sup>3</sup>

(4) 主要な建設改良事業

下水道管渠布設及び更新事業

2, 413, 364 千円

施設整備改良事業

245,168 千円

#### ( 収益的収入及び支出)

第3条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益

6,324,835 千円

第 1 項 営業収益

4,835,465 千円

第 2 項 営業外収益

1, 477, 689 千円

第 3 項 特 別 利 益

11,681 千円

支 出

第 1 款 下 水 道 事 業 費

6,063,031 千円

第 1 項 営業費用

5,738,601 千円

第2項 営業外費用

314,430 千円

第 3 項 予 備 費

10,000 千円

### (資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,619,159千円は過年度分損益勘定留保資金2,320,856千円、当年度分損益勘定留保資金35,439千円、減債積立金1,795千円及び当年度分消費税資本的収支調整額261,069千円で補てんするものとする。)。

入

											11		/ \				
第	1 款	資	本	的	収	入								2,	206,	687	千円
	第 1	項	企	業	債									1,	441,	200	千円
	第 2	項	古	定	資	産	売	却	代	金						1 2	千円
	第 3	項	負	担	金										5 1 7,	4 2 3	千円
	第 4	項	補	助	金										243,	1 0 0	千円
	第 5	項	長	期	貸	付	金	償	還	金					4,	9 5 2	千円
											支		出				
第	1 款	資	本	的	支	出								4,	825,	8 4 6	千円
	第 1	項	建	設	改	良	費							3,	774,	681	千円
	第 2	項	企	業	債	償	還	金						1,	045,	165	千円
	第 3	項	長	期	貸	付	金								6,	0 0 0	千円

IJΖ

# (債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期	間	限	度	額
下水道管理事務所 複写機賃借料(再々リース)	令和6年度まで			1	2千円
下水道管理事務所 警備業務委託料	令和6年度から令和	10年度まで		1, 57	5千円
令和6年度開始前に契約事務を行う業務 (委託料・賃借料)	令和6年度まで		契約に	こより決定	した額

# (企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	1,150,000 千円	並活代供	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及び 機構資金について、利率の	り、銀行その他の場合にはその債権者と協定する融資条件による。
流域下水道事業	291, 200 千円	証券発行	見直しを行った後において は、当該見直し後の利率)	ただし、企業財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還 又は低利に借換えすることができる。
計	1,441,200 千円			

# (一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

- 第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。
  - (1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用
  - (2) 建設改良費、企業債償還金及び長期貸付金の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

- 第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を その経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
  - (1) 職員給与費

624,766 千円

(2) 交際費

50 千円

(他会計からの補助金)

第 10条 下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、97,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 11 条 たな卸資産の購入限度額は、8,000千円と定める。

令和 5 年 2 月 20 日提出

所沢市長 藤本 正人